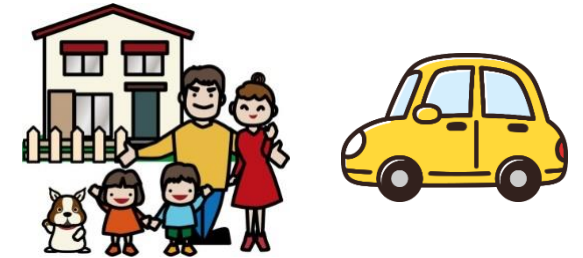


児童発達支援の過ごし方



1
9:00頃

ご自宅へお迎え、来所
ご希望により保育所や幼稚園へお迎えに行くことも可能です

2
9:30頃

自由遊び
お子さん一人一人好きな遊びを提供しております

3
10:00頃

始まりの会
みんなで一緒に天気や月日、お友達の名前を確認します

4
10:15頃

おやつ
お子様の発達段階など必要に応じて摂食指導を進めます

5
10:15頃

集団の活動
社会性を育むプログラムを計画し、みんなで一緒に活動を行います
また、屋外や地域の遊具施設を利用したいして、普段体験できないことを楽しみます

6
10:40頃

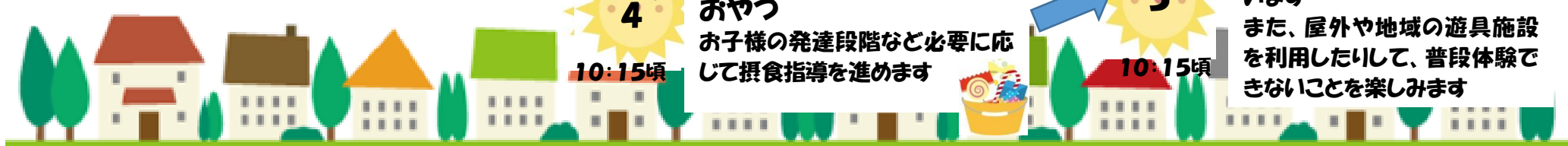
個別の活動
一人一人の特性に応じた個別計画に沿ったプログラムを行います

7
10:50頃

排泄指導
お子さんに合わせた支援や指導を行います

8
11:00頃

ご自宅へ送迎、お迎え
ご希望により保育所や幼稚園まで送迎いたします



<どんな支援をするの？>

- ① 発達支援：主に心身の機能と自立、コミュニケーション能力の発達支援から、生活支援、遊びや居場所の提供等を行います。活動の中に「音楽療法」なども取り入れ「お子様一人一人にあった幅広い支援」を行います。
- ② 家族支援：家族に対しては、子育てに関する相談のほか、子育ての仲間や友達づくりなどを提供します。

<対象児童>

3歳から就学前までの児童が対象となります。

<通所手続き>

地域の各市町村保健福祉課、相談支援事業所にご相談いただき、障害児支援利用計画の中に児童発達支援を利用すると明記していただくことが必要となります。その後、相談支援事業所を通じて各市町村に通所受給者証を発行していただき、さんらいずとの利用契約を行い、児童発達支援の利用となります。

児童発達支援



<児童発達支援とは>

心身の発達の気になる子ども(障害児)が安心して日常生活を送るための支援・活動を行う、通所型サービスです。サービスの内容は主に日常生活での基本的な動作の指導から、必要な知識や技能の習得、集団生活への適応などを行います。



<費用負担>

前年度の所得により、ひと月の保護者が負担する額の上限額が決められています。各市町村より発行される通所受給者証の利用者負担に関する事項に、負担上限月額が記載されておりますので、ご確認ください。

また、満3歳になって初めての4月1日から3年間は無償化対象となり、費用負担がなくなります。

世帯所得	負担上限額
生活保護・低所得	0円
一般世帯1	4,600円
一般世帯2	37,200円

一般社団法人 さんらいず

☎989-2202

住所：巨摩郡山元町高瀬字合戦原 113-37

☎ 0223-23-0873

mail: sanraiz2021@outlook.jp



さんらいずQRコード